

西東京市もの忘れ予防検診・認知症のある人の社会参加普及啓発動画制作業務委託
企画提案競技実施要領

1 趣旨

西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）では、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる地域づくりを目指し、認知症のある人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進するとしています。

また、令和5（2023）年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症のある人を含めた国民一人ひとりが、その個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現の推進に向けて、国、地方公共団体、介護サービス事業者、国民等がそれぞれの責務のもと、認知症施策を総合的、かつ計画的に進めることとしています。

これらのことを踏まえ、もの忘れ予防検診の受診勧奨及び認知症のある人の社会参加の普及啓発を目的に、本市独自の動画を制作するために、企画提案競技により委託業者を選定します。

2 委託業務

仕様書のとおり

3 参加要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格事由）のいずれにも該当しないこと。
- (2) 直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 参加申込み時点において、西東京市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 西東京市契約における暴力団排除措置要綱（平成26年4月1日施行）による入札参加排除措置を書類提出の際、現に受けていないこと。
- (5) 参加申込み時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（会社更生法の更生手続開始の決定、民事再生法の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 過去5年間に本業務委託と同種の業務受注実績があること。
- (7) 個人情報保護に関する法律等を遵守し、個人情報の適切な管理体制が確立されていること。

4 実施スケジュール

内 容	日 時
(1)公募開始（※市ホームページに掲載）	令和7年7月1日（火）から
(2)参加申込書・質問票の提出期限	同7月10日（木）午後5時まで
(3)質問回答日（※メールにて実施）	同7月15日（火）
(4)企画提案書等提出期限	同7月18日（金）午後5時まで
(5)第1次選考実施（書面審査）	同7月23日（水）まで
(6)第2次選考参加通知（第1次選考結果通知） （※メールにて実施）	同7月28日（月）
(7)第2次選考実施（プロポーザル審査）	同8月6日（水）
(8)選定結果通知（※メールにて実施）	同8月8日（金）

※日時は予定であるため、変更する場合があります。

5 配布書類

(1) 配布期間

令和7年7月1日（火）から7月10日（木）まで

(2) 入手方法

西東京市ホームページからダウンロード

(3) 提出書類

ア 様式1～3 各1部

イ 企画提案書 8部

※「8 企画提案書等作成の留意点」をご確認ください。

ウ 参考見積書 2部

※「8 企画提案書等作成の留意点」をご確認ください。

6 提出書類

(1) 参加申込みに係る提出書類及び提出期限

本企画提案競技の参加に当たっては、令和7年7月9日（水）午後5時まで（必着）に、様式1～3（参加申込書等）を事務局宛にメールで送付し、参加の意思表示を行ってください。

※メールのタイトルは、「【事業者名】西東京市もの忘れ予防検診・認知症のある人の社会参加普及啓発動画制作業務委託企画提案競技の参加申込みについて」としてください。

(2) 企画提案書等の提出書類及び提出期限

企画提案書及び見積書を令和7年7月18日（金）午後5時まで（必着）に、事務局に郵送（簡易書留郵便等）又は持参してください。

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年7月10日（木）午後5時まで

(2) 質問票の提出方法

質問票（様式4）に記入の上、事務局宛にメールで送付してください。

※直接来所及び電話等メール以外の手法による質問には応じません。

※メールのタイトルは、「【事業者名】西東京市もの忘れ予防検診・認知症のある人の社会参加普及啓発動画制作委託企画提案競技の質問について」とすること。

(3) 質問に対する回答

参加申込みのあった全事業者に対し、メールで令和7年7月15日（火）までに回答します。

8 企画提案書等作成の留意点

企画提案書及び見積書は、次の点に留意して作成してください。

なお、いずれも提出部数は計8部とし、そのうち1部は事業者名等を表記し、7部は不記載としてください。

(1) 企画提案書の内容

次の項目については、企画提案書に必ず記載すること。

なお、企画提案書の目次はアからクの順番とすること。

ア 普及啓発動画制作に対する考え方・取組姿勢について

イ 動画の内容について

※動画のイメージについては必ず記載すること。

ウ 業務実施に当たってのスケジュール・体制について

エ 個人情報の管理について

オ その他（特にアピールしたいこと等）

(2) 企画提案書の書式

ア A4版、10ページ以内とする（表紙及び裏表紙を含まない。）。

イ カラー・白黒は問わない。

ウ 両面印刷とする。

エ 追加資料は認めない。

(3) 見積書作成の注意点

見積りに関しては、次の事項を考慮に入れた上で作成すること。

ア 宛先は「西東京市長 池澤 隆史」とすること。

イ 見積り額は、単価及び合計額（それぞれ税抜き価格、消費税価格及び税込価格が分かる形とすること）を記載すること。

ウ 本委託業務履行のための一切の経費が含まれるものとする。

9 予算額

- (1) もの忘れ予防検診普及啓発動画 2,473 千円
- (2) 認知症のある人の社会参加普及啓発動画 3,237 千円

10 選考方法詳細

(1) 第1次選考

提出書類に基づく選考を行い、上位3事業者を第2次選考（プレゼンテーション及びヒアリング）に参加する事業者とします。

(2) 第2次選考

企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、第1次選考の結果と併せた総合的な評価による選考を行います。

ア 事業者から提出された企画提案書、見積書等に基づき、プレゼンテーションによる選定を行います。

イ 企画提案書の内容について、15分以内で説明を行っていただきます。

説明は、本件の主担当者が行い、入室できる人数は2名以内とします。

なお、説明は、企画提案書に基づき行ってください。終了後、質疑応答の時間を10分程度設けます。

プロジェクター等の機材の使用は、できません。

ウ 事業者のプレゼンテーション評価による点数に、第一次選定における当該事業者の点数を合算し、その点数が最も高い事業者を第1位事業者とします。同事業者は、仕様書の作成並びに契約金額について交渉を行い、契約を締結します。

また、第1位事業者と一定期間内に締結に至らない場合で、第2位事業者の点数が第1位事業者の点数の90%以上であるときは、第2位事業者と仕様並びに契約金額について交渉を行い、契約を締結します。

11 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 指定する提出期限を超えて到達したもの
- (4) 本実施要領に記載された書類作成上の条件に適合しない場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

12 その他

- (1) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的として実施する。選定された業務受託

候補者と協議を行い、必要により仕様書の修正・追加を行い、価格等を調整した上で契約を締結する場合があります。

(2) 選考結果に関する問合せについては、一切対応いたしません。

(3) 以下の費用について、西東京市は一切負担しません。

① 本プロポーザル参加に関する費用

② 契約締結に必要な費用（収入印紙等）

③ 契約締結から本業務開始日までの間における準備に要する費用

(4) 提出期間終了後の提出書類の変更及び差替えは認めません。

(5) 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却は行いません。

なお、提出書類の著作権は提出者に帰属するが、西東京市情報公開条例の規定に基づき情報公開の対象文書になります。

(6) 提出書類は、選考等において必要な場合は複写します。

(7) 業務受託候補者が正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、受託候補者の決定を取り消します。

(8) 業務受託候補者が、契約締結までに業務の履行が確実にないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務受注者としてふさわしくないと認めるときは、受託候補者の決定を取り消し、契約を締結しません。

13 事務局（問合せ・書類提出先）

西東京市健康福祉部高齢者支援課地域支援係 担当 大畠、川中、斉藤

〒188-8666 西東京市南町5丁目6番13号 西東京市役所田無第二庁舎1階

電話：042-420-2811

メール：f-kourei@city.nishitokyo.lg.jp